

第2章 男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項

この章では、本条例の中心的な内容をなす実体的事項として、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項について、第11条（基本計画）から第15条（苦情及び相談への対応）までを規定しています。

（基本計画）

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ沼津市男女共同参画推進委員会に意見を求めるとともに、市民、事業者及び市民団体の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

男女共同参画社会基本法第14条第3項において、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されています。これを受け、沼津市では、平成17年度から平成22年度までを計画期間とする「ぬまづ男女ハーモニープラン2」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。この計画を、本条例に定める基本計画とみなし、今後は社会経済情勢の変化やプランの進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

【用語の解説】

①市長

市長は、条例案や予算案の作成及び市議会への提出など、男女共同参画社会の形成に関する具体的な措置の多くを行うので、行為主体や義務付けの主体を明確に「市長」とした方が適当である場合には「市長」という用語を使用し、その他の場合は「市」という用語を使用します。

②男女共同参画の推進に関する基本的な計画

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（中略）を定めるように努めなければならない」と規定されています。この規定に基づく男女共同参画推進計画として、「ぬまづ男女ハーモニープラン2」を策定しています。

③変更について準用する

行動計画が重要なものであることから、その内容を変更する場合も、市長は、沼津市男女共同参画推進委員会へ諮問し、市民の意見を聴き、策定後は、これを公表することとします。

(情報提供及び広報活動)

第12条 市は、男女共同参画について、市民、事業者及び市民団体の理解を深めるため、必要な情報提供及び広報活動を行うものとする。

男女共同参画を推進するためには、市民、事業者及び市民団体の男女共同参画に関する理解及び協力が大変重要です。市は、様々な機会を活用して、必要な情報を提供し、幅広く広報活動を展開することで、多くの市民、事業者及び市民団体の理解を深めていくことが必要と考えます。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施のために必要な調査研究を行うものとする。

男女共同参画を推進するためには、様々な分野における現状の課題や市民の意識等を定期的に把握し、その調査研究の結果を施策に反映していくことが必要と考えます。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等を取りまとめ、報告書を作成し、これを公表するものとする。

男女共同参画に関する施策を効果的に推進していくために、毎年度の施策の実施状況について報告書を作成し、委員会の意見を得たうえで、市民、事業者及び市民団体に公表することによって、男女共同参画の推進状況を明らかにし、施策への理解と協力を求めていくことが必要と考えます。

(苦情及び相談への対応)

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画推進施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱い等に関する苦情又は相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

施策についての苦情を申し出た市民の権利・利益を簡易・迅速かつ個々の事案の事情に照らして柔軟に救済するという観点から重要です。さらに、男女共同参画推進施策は広範・多岐にわたることから、施策の改善について行政の自主性にのみ期待するだけでは不十分だといわれています。関係施策に対する市民の苦情や相談を幅広く把握し、これを適切に施策に反映させていく上で、苦情の処理は、有効な手段です。

また、性に起因する暴力や性別による差別的取扱いなどの権利侵害は、男女共同参画社会を形成していく上で解決すべき大きな課題です。これらの相談の申出に対し、権利侵害の形態に応じ、関係機関と連携を図り適切な対応に取り組むものです。

【用語の解説】

①関係機関

苦情及び相談の対象となった施策に関係している機関と協力、連携して対応します。関係機関とは、沼津市男女共同参画推進委員会をはじめ、国や県、警察などが含まれます。

②適切な措置を講ずる

男女共同参画に関する苦情や相談については、男女共生推進室が窓口となります。

男女共同参画推進施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情等につきましては、関係各課と連携し、必要な場合は、沼津市男女共同参画推進委員会の意見を聴きながら、適切な対応に努めるものです。

差別的取扱いなどの人権問題については、権利侵害の形態に応じ、DV相談については社会福祉課、人権問題については市民相談センターへの案内や、関係機関と連携を図りながら適切な対応に取り組むものです。

※市民相談センターの人権・法律問題相談日時（相談員：人権擁護委員）

毎月 第1・第3水曜日 10時～15時

（戸田地区）10月・12月・3月の第2水曜日 10時～15時